

障発第0331001号  
平成20年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に  
要する費用の額の算定等に関する基準の改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第7  
6条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の  
算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が平成  
20年3月31日厚生労働省告示第147号をもって改正され、平成20年  
4月1日から適用されることとなった。

については、貴管内市町村及び関係機関等に対し、下記の点をご了知のうえ  
周知願いたい。

## 記

### 1 改正の要点

- (1) 最近の材料費及び人件費並びに一般市場価格の動向等に対応するため、  
価格の改定を行ったこと。
- (2) 座位保持装置の構造フレームの「(注)4」について、電動車いすを  
追加する等見直しを行ったこと。
- (3) その他の種目中、補聴器の名称欄について、標準型箱形を高度難聴用  
ポケット型に、標準型耳掛形を高度難聴用耳掛け型に、高度難聴用箱形  
を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用耳掛形を重度難聴用耳掛け型に、  
挿耳形を耳あな型に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、骨導型眼鏡形  
を骨導式眼鏡型に変更すること。  
また、車いすの名称欄に、ティルト式普通型、リクライニング・ティ  
ルト式普通型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押  
し型を、電動車いすの名称欄に電動ティルト式普通型、電動リクライ  
ニング・ティルト式普通型を追加すること。
- (4) その他の種目中、補聴器の修理部位欄について、箱形をポケット型に、  
耳掛形を耳掛け型に、眼鏡形を眼鏡型に、挿耳形を耳あな型に、高度難  
聴用箱形を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用イヤホン交換を重度難  
聴用イヤホン交換に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、高度難聴用耳  
掛形を重度難聴用耳掛け型に、高度難聴用コード交換を重度難聴用コー  
ド交換に変更すること。

また、車いすの修理部位欄に、シリンダー用レバー交換、メカロック交換、テイルト用ガスダンパー交換、ワイヤー交換、クッション（立体編物構造のもの）を追加し、電動車いすの修理部位欄に、電動テイルトコントローラー交換、電動テイルトコントローラー部品交換、電動テイルト制御部交換、電動テイルト制御部部品交換、電動テイルトモーター交換、電動テイルトモーター部品交換、電動テイルト装置交換、電動テイルト装置部品交換、電動テイルトシートフレーム交換、電動テイルトシャフト交換、電動テイルト自動停止部品交換、電動テイルト自動停止制御部部品交換、電動テイルトハーネス交換を追加すること。

## 2 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。